

函館市教育旅行ガイドブック制作業務仕様書

1 業務名

函館市教育旅行ガイドブック制作業務

2 目的

函館市および周辺地域における教育旅行の基本情報や、事前学習・事後学習用のワークブック、探求学習およびキャリア教育に結びつけられるテーマ別のスポット情報を掲載したガイドブックを制作し、学校・旅行会社へのプロモーションツールとして活用することで修学旅行先の方面変更を促し、さらなる教育旅行誘致へ繋げるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで

4 業務内容および留意事項

(1) 函館市および函館市周辺地域基本情報および学習のポイント・テーマの整理

函館市および函館市周辺地域の基本情報について掲載すること。また、函館市内における教育旅行のポイント紹介や探求学習・キャリア教育に繋がられるテーマ設定を行うこと。

(2) 教育旅行の計画に必要な各種情報の掲載

昼食会場、貸切バス情報、大型観光バス駐車場、宿泊施設情報、周辺地図等

(3) 事前学習・事後学習に活用できるワークブックの制作

(4) 函館市内の見学および体験スポット一覧の制作

(5) デザイン全般

学習意欲が向上するようなデザインとすること。また、時点修正が簡易的に実施できるよう、基本情報およびワークブック掲載部分（１）～（３）と各種スポット一覧掲載部分（４）を本体と別冊に分けること。

(6) 監修体制について

大学等の教育・研究機関に所属する専門分野の有識者による監修を受けること

(7) ガイドブック本体（基本情報・ワークブック）の制作および印刷に関する業務

ア 成果物の内容および数量

- (ア) ガイドブック本体 2, 0 0 0 部
- (イ) WEB公開用データ (PDF) 一式
- イ 規格 指定なし ※生徒が使用しやすい規格とすること
- ウ 紙質 指定なし
- エ 色数 プロセス4色
- オ 線数 175線以上
- カ 校正 4回以上
- キ 主な掲載内容
 - (ア) 函館市および函館市周辺地域の基本情報
 - (イ) 主要都市からのアクセス
 - (ウ) 学習のポイント
 - (エ) 学習テーマ
 - (オ) 昼食会場
 - (カ) 貸切バス情報
 - (キ) 大型バス駐車場情報
 - (ク) 宿泊施設情報
 - (ケ) 周辺地図

(8) ガイドブック別冊（各種スポット一覧）の制作および印刷に関する業務

- ア 成果物の内容および数量
 - (ア) ガイドブック別冊 2, 0 0 0 部
 - (イ) WEB公開用データ (PDF) 一式
- イ 規格 指定なし ※生徒が使用しやすい規格とすること
- ウ 紙質 指定なし
- エ 色数 プロセス4色
- オ 線数 175線以上
- カ 校正 4回以上

5 成果品に係る権利の帰属

- (1) 受託者は、本業務の成果物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までの権利をいう。）その他一切の知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）を、成果物の納入、検査合格と同時に市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 市は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために成果物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の成果物が第三者の著作権、意匠権その他一切の知的財産権

を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して権利の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託契約の締結後速やかに実施計画書を提出し、作業工程およびスケジュールを明確にすること。
- (2) 本業務を確実かつ円滑に実施するための十分な人員体制を確保すること。
- (3) 委託契約書および本仕様書に定めのない事項については、市および受託者双方の協議により決定するものとする。